

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第87号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第6項中「、すべての区役所又は」を「及びすべての区役所又は」に改め、「及び右京区役所京北出張所（以下「京北出張所」という。）」を削り、同条第8項及び第9項中「、法人税務課」を削り、「、すべて」を「及びすべて」に改め、「及び京北出張所」を削り、同条第16項中「上下水道局総務部地域水道課」を「上下水道局総務部地域事業課」に改め、同項を同条第17項とし、同条第12項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、同条第11項中「理財局税務部収納対策課担当課長補佐及び担当係長」を「理財局税務部収納対策課に属する職員」に改め、「及び京北出張所」を削り、同項を同条第12項とし、同条第10項中「京北出張所」を「右京区役所京北出張所（以下「京北出張所」という。）」に改め、「法人税務課並びに」を削り、同項の次に次の1項を加える。

11 市民税課、課税課及び京北出張所に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、法人税務課の職員に兼職されたものとみなす。

第2条第5項第1号及び第7項第1号中「及び第2項」を「、第12条の2第1項並びに第12条の3第1項及び第2項」に改め、同条第8項中「(電子計算機の端末機から出力することができない事項に関するものに限る。)」及び「、法人税務課」を削り、

「，課税課及び京北出張所」を「及び課税課」に改め，同条第9項中「(電子計算機の端末機から出力することができない事項に関するものに限る。)」及び「，法人税務課」を削り，「，市民税課及び京北出張所」を「及び市民税課」に改め，同条第15項各号列記以外の部分中「前条第15項」を「前条第16項」に，「同条第16項」を「同条第17項」に改め，同項を同条第16項とし，同条第14項中「前条第14項」を「前条第15項」に改め，同項を同条第15項とし，同条第13項中「前条第13項」を「前条第14項」に改め，同項を同条第14項とし，同条第12項各号列記以外の部分中「前条第12項」を「前条第13項」に改め，同項を同条第13項とし，同条第11項各号列記以外の部分中「前条第11項」を「前条第12項」に改め，同項を同条第12項とし，同条第10項中「(電子計算機の端末機から出力することができない事項に関するものに限る。)」及び「，法人税務課」を削り，同項の次に次の1項を加える。

11 前条第11項の規定により兼職されたものとみなされる職員は，市税に係る証明(電子計算機の端末機から出力することができない事項に関するものに限る。)に関する事務で，法人税務課の所管に属するものに従事させる。

附 則

この規則は，平成20年4月1日から施行する。ただし，第2条第5項第1号及び第7項第1号の改正規定は，住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成19年法律第75号)の施行の日から施行する。

(総務局人事部人事課)